

## 生徒心得

生徒は、本校の教育目標にのっとり、学力の向上および各教科以外の活動の充実を図り、心身ともに健全な生活習慣を養うように努める。

### 1 礼 儀

- (1) 学校の内外を問わず礼儀を重んじ、高校生としての品位を保つ。また、教職員・来訪者はもちろん、生徒相互においても会釈・挨拶をかわす。
- (2) 生徒間の交際は相互の人格を尊重し、敬愛と協力によって人格の向上をめざす。

### 2 服 装

(1) 服装は人の心を反映するものである。学校指定の制服を正しく着用し、本校の生徒であることの誇りと連帯意識をもつ。

- \* 服装 男子：指定されたブレザー（エンブレム入り）・ズボンとする  
女子：指定されたブレザー（エンブレム入り）・スカートとする
- \* シャツ 白無地のワイシャツを着用する。（ボタンダウンは可）
- \* ソックス 紺色または黒色のものとする
- \* 靴 革の短靴とする（雨天時は雨靴も可）
- \* ネクタイ 指定されたネクタイとする  
女子はオプションとして購入したりボンの着用可。ただし式典時はネクタイを着用する
- \* 頭髪や身だしなみ

髪型は高校生らしい端正なものとし、加工等は禁止とする。マニキュアや化粧は禁止

| 冬の服装（10月1日～5月31日）  | 夏の服装（6月1日～9月30日）  |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>* セーター・カーディガン・ベスト（色は黒・白・紺・茶・グレー・ベージュの6色）は防寒のため着用してもよい。ただし、セーター・カーディガン・ベストのみでの登校は認めない。</li><li>* コートは学生らしいものとする。</li><li>* ネクタイまたはリボンは必ず着用する。</li><li>* 女子はオプションとして購入したスラックスを着用してもよい。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>* 上着を着用しなくてもよい。</li><li>* シャツの左胸に校章シールをつける。<br/>白無地の開襟シャツは可。色つきのTシャツを下に着ない。<br/>飾りの付いたものやブラウスは不可。</li><li>* ネクタイおよびリボンは着用しなくてよい。</li><li>* セーター・カーディガン・ベストの着用可。<br/>（色は黒・白・紺・茶・グレー・ベージュの6色）</li><li>* 女子はオプションとして購入したスラックスを着用してもよい。</li></ul> |

### 3 登 下 校

- (1) 始業時刻本鈴 8時30分（土曜日は 8時20分） ※朝学習までには登校すること。
- (2) 下校最終時刻 16時50分  
ただし、やむをえぬ事情で居残る場合は担当（部顧問・担任）の同意を得て、「居残届」を提出する。
- (3) 日曜・祭日その他休日の登校は認めない。ただし、やむをえぬ事情で登校する場合、校外で活動する場合には担当（部顧問・担任）の同意を得て、「休日・対外活動許可願い」を生徒部に提出し、許可を得る。
- (4) 夏季休業等長期休業中の登校については別に定める。
- (5) オートバイ・自動車等での登校は禁止する。ただし自転車による登校については別に規定を設ける。
- (6) 警報発令時の対応に関する情報の伝達方法

本校ホームページ URL <http://www.joto-h.metro.tokyo.jp>

本校ツイッター アカウト @johtohkougou

\* 本校ツイッターは、台風・大雪等気象警報発令時の情報伝達のためにのみ用い、返信機能はない。

#### 警報発令時の対応

東京23区東部のいずれかの区または自宅のある区市に「暴風警報」または「大雨警報」「大雪警報」が発令されている場合は、以下の対応とする。

(東京23区東部とは台東区、墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区の7区)

| 時刻       | 警報の発令状況 | 対応            |
|----------|---------|---------------|
| 午前7時の時点  | 警報発令中   | 自宅待機          |
| 午前8時の時点  | 警報発令中   | 自宅待機          |
|          | 警報解除    | 午前10時30分までに登校 |
| 午前10時の時点 | 警報発令中   | 自宅待機          |
|          | 警報解除    | 午後1時までに登校     |

\* なお、災害や交通機関の状況等で登校に時間がかかる場合があり、生徒の登校状況に応じて授業開始を判断するので、上述の対応の表現を一部変更する。内容に変更はない。

#### その他

登校する場合は、災害や交通機関の状況を確認して、無理をせず安全に十分注意する。

特別警報が発令された場合は、最優先にその指示に従い、対応する。

自宅待機となった場合は、不要の外出は避ける。

## 4 欠席・遅刻・早退

(1) 欠席の場合は、すみやかに電話(03-3637-3561・8時以降)により、学級担任に連絡し、欠席後初めて登校した際、生徒手帳にその理由等を記入し、保護者捺印の上学級担任に提出すること。

ただし、病欠欠席が1週間を超える場合は医師の診断書を添えること。

(2) 点呼は8時30分(土曜日は8時20分)にホームルームでとり、それ以後を遅刻とする。遅刻をしたときは、その理由を学級担任に報告する。ただし、事前に遅刻がわかっている場合は、生徒手帳にその理由等を記入し、保護者捺印の上学級担任に提出すること。

(3) 早退するときは、生徒手帳にその理由を記入し、学級担任の許可を得ること。

(4) 忌引は次の日数までとることができる。

父母7日 祖父母3日 兄弟姉妹3日 曾祖父母1日  
伯父・伯母・叔父・叔母1日 甥・姪1日

## 5 授 業

(1) 学校での時程の合図は次のとおりである。

ア 通常の場合：チャイム イ 非常事態発生の場合：ベルによる長鳴および放送

(2) 各ホームルームのホームルーム委員2名は、毎日次の事項を行うものとする。

ア 始業前に出席簿を職員室より教室へ持っていき、放課後、職員室の所定の棚に返還する。

イ 放課後出席簿を返還するとき、その日の出欠状況を職員室の統計表に記入する。

ウ 毎週末に出欠統計を記入する。

(3) 自習は教室で静かに行う。

(4) 始業時より放課後まで校外に出るはならない。ただし、やむをえない事情があつて外出しようとする場合には「外出願」に所定の事項を記入して担任の検印を得ること。

## 6 定期考査

- (1) 定期的に考査を行う。
- (2) 放課後の部活動は原則として、定期考査の1週間前から活動を停止する。
- (3) 不正な行為、あるいはその疑いを受けるような行為を絶対にしてはならない。
- (4) 試験場の机は6列とし、各列の間隔をとり窓側列より出席番号順に着席する。
- (5) 印刷が不明瞭なときは挙手をして監督の先生の許可を得てその指示に従う。
- (6) 特に指示された場合を除き、筆記用具以外の持ち物（教科書・ノート・携帯電話〈電源を切っておく〉等）はすべて鞆等に入れて、椅子の下に整頓して置く。机の中には何物も入れない。
- (7) 筆記用具等の貸借をしてはならない。やむをえないときは、監督の先生の許可を受ける。
- (8) 配布された用紙のほかは、下書きや計算用紙として他の紙を用いてはならない。
- (9) 下敷は原則として用いない。やむをえない時は、許可を受ける。
- (10) 考査中の途中退場は原則として認めない。
- (11) 考査終了時には各列最後部の生徒が答案を出席番号順に集めて提出する。
- (12) 平常の考査も上記に準ずる。
- (13) 答案回収中は私語を慎み、席を立ってはならない。

## 7 日 直

- (1) 各ホームルームに1名の日直をおく。
- (2) 日直は一般生徒より早く登校し、黒板の清掃、窓の開閉等教室内の整理整頓をする。また教材教具の準備、各教室内の冷暖房機器、および照明等の管理にあたる。授業終了後ホームルーム日誌を記載し、担任に提出する。

## 8 そ の 他

- (1) 校外における行動は、本校の生徒としての誇りと自覚を持って行動する。
- (2) 昼食は原則として各自が持参し、昼休み時間内に各ホームルームの教室でとる。
- (3) 旅行をする時は、保護者の同意を得て安全に注意して行動すること。
- (4) 風紀上好ましくない場所には絶対出入りをしてはならない。
- (5) アルバイトは原則として禁止する。
- (6) 校舎・諸施設・用具の使用に際しては、別に定める各使用規定に基づき、公共物愛護の気持を忘れることなく大切に扱う。なお破損・紛失等の場合は直ちに担当の先生に「破損・紛失届」を提出する。場合によっては全額または一部の負担をさせることもある。
- (7) 生徒手帳は常に所持し、学校内外での生活の規範とする。